

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、当初は事務職として就労していたが、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで休職し、復職後は、調味料を製造する会社の工場で計量等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、C医院を受診し、「両母指腱鞘炎」と診断され、本傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした（以下「第1処分」という。）。

請求人は、第1処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けで棄却する旨の決定をし、第1処分は確定した。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院を受診し「両側母指CM関節変形性関節症」と診断され、平成〇年〇月〇日、E病院を受診し「両母指CM関節症」と診断され、これらの傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした（以下「第2処分」という。）。

請求人は、第2処分を不服として、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けで棄却する旨の決定をし、第2処分は確定した。

- 3 本件は、請求人が、平成〇年〇月から会社F工場に異動し、同工場において従事している材料運搬及び計量作業が原因で、両母指に痛みが生じ上記の傷病を発症したと主張して、平成〇年〇月〇日以降のE病院における療養補償給付及び同

日以降の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人に発症した傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の傷病名について、G医師は「両側母指CM関節変形性関節症」と、H医師は「両母指CM関節症」と診断している。第2処分に係る決定書（以下「前回決定書」という。）においては、I医師の意見を踏まえ「両側母指CM関節症」と判断されている。

上記の医学的見解及び請求人の症状の経過等に照らして検討すると、当審査会としては、請求人に発症した傷病名は前回決定書における傷病名と同じ「両側母指CM関節症」（以下「本件傷病」という。）であると判断する。

そうすると、請求人は、本件において、第2処分において不支給となった療養補償給付及び休業補償給付の後続の支給請求を行っているものということになる。

- (2) 本件傷病の発症時期については、請求人はそれまでとは異なる痛みが生じ平成○年○月○日にC医院を受診したと述べ、J医師は遅くとも同月には発症し

ていたと述べ、I 医師も同月〇日を本件傷病の発症日とするのが妥当であると述べていること（前回決定書理由及び請求人の症状の経過等を併せ考察すると、当審査会としては、平成〇年〇月〇日が発症日であると判断する。

(3) 上肢作業に基づく疾病の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(4) 請求人は、両母指に負担のかかる過重な業務に従事した後に発症したので業務上の傷病であると主張するので、以下検討する。

ア 上肢等に負担がかかる作業であること

会社F工場における請求人の業務は、スコップ等を用いた原材料の計量と原料袋の運搬・積卸し作業であり、これは、上肢等に負担がかかる作業に該当する（前回決定書理由参照）。

イ 上肢等に負担がかかる作業に相当期間従事した後に発症したものであること

請求人は、平成〇年〇月〇日から会社F工場において計量業務に従事していることから、「原則として6か月程度以上」の従事期間があり「相当期間従事した後に発症したもの」との認定要件を満たしている（前回決定書理由参照）。

ウ 発症前に過重な業務に就労したこと

(ア) 請求人の計量実績（重量）を前任者の計量実績と比較したところ、発症前1か月が約37%減、発症前2か月が約48%減、発症前3か月が約52%減であることから、同種の労働者と比較しておおむね10%以上業務量が増加したという認定要件を満たしていない（前回決定書理由参照）。

(イ) 請求人の通常の業務量（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで）は1日当たり約451kgであるが、発症前3か月（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで）の1日の業務量が通常の業務量のおおむね20%（約541kg）以上増加した日は、発症前1か月で12日、発症前2か月で6日、発症前3か月で5日であり、認定基準に示された1日の業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加したという認定基準を満たしているとはいえない（前回決定書理由参照）。

エ 以上のとおり、請求人に発症した本件傷病は、認定基準の要件を満たすも

のではなく、業務との間に相当因果関係は認められないので、業務上の事由による傷病には該当しない。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。